



令和7年9月30日
四国地方整備局

国営讃岐まんのう公園特定運営事業に関する官民対話の結果公表 ～民間事業者のご意見を伺いました～

国土交通省では、国営讃岐まんのう公園へのコンセッション方式導入にあたり策定した「実施方針(案)」(令和7年6月30日 公表)について、民間事業者の創意工夫が最大限に活かされるよう官民対話を実施し、ご意見を伺いました。

この度、官民対話の結果を概要としてとりまとめましたので公表します。

◆公表先: <https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/tokutei/tokuteiunei.html>

◆事業の概要

- 事業名: 国営讃岐まんのう公園特定運営事業
- 事業方式: PFI法第2条第6項に規定するコンセッション事業
- 事業内容: 国営讃岐まんのう公園の管理運営
- 官民対話実施時期: 令和7年8月～令和7年9月
- 官民対話実施結果: 別紙のとおり

問い合わせ先(◎は主な問い合わせ先)

国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 TEL:087-811-8315(直通)
課長 古川 和毅、 課長補佐 太田 豊◎

別紙

国営讃岐まんのう公園特定運営事業 実施方針（案）に関する 官民対話の結果概要について

■結果概要

1 対象公園

- 国営讃岐まんのう公園 香川県仲多度郡まんのう町

2 実施期間

- 令和7年8月～令和7年9月

3 参加者数

- 11社

4 提案・意見の概要

【意見1】 マネジメントビジョン 2050 の実現に向けた体験・サービス等の提供

（1）提供したい体験・サービス等

- マネジメントビジョン 2050 の実現に向けて提供したい体験・サービス等について、以下の提案があった。
 - 既存の飲食機能や宿泊機能の強化。
 - 自然環境を活用したアクティビティやアスレチックの導入。
 - 子どもや若年層等をターゲットとした遊具等の設置。
 - スポーツ、音楽、エンタメ、ビジネス等のイベントや、地域の事業者・地方公共団体と連携したイベントの誘致。
 - 花修景やイルミネーションの強化・拡大。
 - Wi-Fi や園内モビリティを導入する提案、駐車場や臨時駐車場の確保。
 - 本公園や周辺地域の資源を活用した体験・サービス。

（2）新規施設の整備等

- （1）の体験・サービス等の提供にあたり、新規施設の整備等について、以下の提案があった。
 - レストラン・カフェ等の新設。
 - 暑さ対策のミストや休憩施設等の整備。
 - アクティビティの提供のために必要な施設の整備。
 - イベントや利用状況に合わせた仮設店舗の設置。
 - イベント時に貸出可能な諸室の新設。
 - 遊具の新設。

(3) 入園料金及び駐車料金の設定

- 入園料金及び駐車料金の設定の想定について、以下の提案があった。
 - 弾力的な料金設定。
 - 入園料を無料とし、施設利用料やイベントの参加料で補う。
 - 周辺観光施設との周遊券の導入。
 - 年間パスポートの継続。
 - 有料エリアの限定。

(4) 満濃池周辺や地域との連携

- 満濃池周辺やまんのう町、香川県等の地域と連携して推進していきたい取組について、以下の提案があった。
 - 旅行代理店等と連携し、周辺観光施設との周遊を促進。
 - 高松空港の飛行機の待ち時間に公園を利用いただく取り組みの強化。
 - 瀬戸内国際芸術祭と連携した企画・イベントを実施・誘致。
 - 香川県満濃池森林公園と連携し、両者の特徴・個性を明確化。
 - 地域の農産物・特産品について、販売を強化（産地直売等）。
 - 本公園を広域観光の発信拠点として活用。

【意見2】 創意工夫を最大限に発揮するための実施条件

(1) 法人又は法人グループの役割分担等

- 複数の参加者が、代表企業としての参画を検討していると回答した。
- 運営準備、SPC のマネジメント、企画運営、維持点検、更新修繕、植物管理、利用サービス提供、イベント企画運営・誘致のいずれの業務についても、担当企業となることを想定している参加者がいた。

(2) 法人又は法人グループの人員体制

- 現行の運営維持管理業務の体制と同等の人員を配置する意見、増員する意見、一部の業務について人員を削減する意見があった。

(3) 実施方針（案）に対する意見

- 「第2. 特定事業の選定に関する事項」に関して以下の意見があった。
 - 設置管理許可の更新が可能となる基準を明確にしてほしい。
 - 入園料やイベント手数料の設定条件をより柔軟にしてほしい。
 - サービス対価は、要求水準を満たしていれば、各業務間での配分を自由にしてほしい。
 - SPC を設立しない場合でも、SPC 設立費相当のコンソーシアム運営費をサービス対価に含めてほしい。
- 「第3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項」に関して以下の意見があった。
 - 提案評価にあたり、大規模公園の管理実績を考慮すべき。

- 「第 4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」に関して以下の意見があった。
 - 一般的な法令等の改正であっても、運営権者の増加費用等の影響がある場合は、要求水準及びサービス対価の変更について協議可能としてほしい。
 - サービス対価に係る物価変動リスクを負担してほしい。
 - 契約不適合の発見までの期限を長期化してほしい。
 - 疫病等で大幅に収益が減少する場合の対応について協議可能としてほしい。
 - 管理の質を維持するため、モニタリングによる減額措置を失くしてほしい。

(4) 要求水準書（素案）に対する意見

- 要求水準書（素案）について、実施条件等に関する以下の意見があった。
 - 入園料の設定、無料入園日の設定、開園日時の設定、広告物の掲示等に関して、運営権者の裁量を拡大してほしい。
 - シャトルバスの運行をマネジメント業務に含めてほしい。
 - 各業務の管理区域図について、範囲修正を求める。

(5) 計画更新修繕対象施設に対する意見

- 計画更新修繕対象施設（四国地方整備局がサービス対価を支払い、運営権者に運営期間中の計画的な更新修繕を委ねる施設）について、以下の意見があった。
 - 対象施設が必須と任意に設定されているが、全ての施設を任意としてほしい。
 - 施設単位のみを対象とするのではなく、飲食や宿泊等の機能向上に対して柔軟にサービス対価を用いることができるようにすべき。

【意見3】 其他のご意見・ご要望

(1) 其他のご意見・ご要望

- 園内の花木等を運営権者の裁量で柔軟に活用・再利用できるようにしてほしい。

■今後の対応

今回の官民対話を通じて、コンセプション事業の実施方針（案）について、様々な提案・意見をいただきました。今後さらに民間事業者の創意工夫を発揮いただけるような実施方針等を策定できるように、引き続き検討を進めてまいります。

今後は、令和7年11月に実施方針等を公表の上、令和7年12月に再度官民対話を実施し、民間事業者の皆様のご意見を伺う予定です。